

法人税の減税について（メモ）

- ・ 法人税を引き下げることによって世界各国からの日本への企業誘致を促進する。
- ・ 法人税率引き下げ目標は G7 で合意があった 15%、最低でも中華人民共和国並の法人税率にする。

※ 現行の税率等

- ・ 法人税率の一覧（国税庁HP）
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5759.htm>
- ・ 法人税率の推移（財務省HP）
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/082.pdf
- ・ 一般会計税収の推移（財務省HP）
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/010.pdf

※ 中国の法人税

https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/invest_04.html#block1

1 イギリスでは税率を 19% から 25% に引き上げるなど、先進諸外国は新型コロナウイルスへの大規模な対応により財政状況が悪化していることを踏まえ、増税を含めた財源の確保や財政健全化に向けた取組を検討・開始しているところ、我が国ではこれらに向けた十分な動きがあるとは言えず、税率の引下げには慎重な検討が必要ではないか、との指摘があり得るか。

- ・ 令和 4 年度予算の編成等に関する建議（令和 3 年 12 月 3 日 財政制度等審議会） 7・8 頁、資料 I－2－8（諸外国の財政をめぐる動きについて）

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia20211203/01.pdf

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia20211203/03.pdf

2 最低税率を 15% とする国際的な合意がなされ、国際的な税率の引下げ競争に歯止めがかかることになったところ、我が国が税率の引下げを検討するのはいかがか、との指摘があり得るか。

- ・ 第 5 回税制調査会（2021 年 11 月 12 日）資料「新たな国際課税ルールに関する合意に

ついて」 4 頁

<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/3zen5kai3.pdf>

3 我が国の法人税の税率はこれまで 43.3% から 23.2% に引き下げられてきたところであるが、最近の法人税の改正においては税率の引下げと課税ベースの拡大をセットで行っており、税率の引下げを検討するのであれば、併せて課税ベースの拡大も議論すべきではないか、との指摘があり得るか。

- ・ 法人税の改革について（平成 26 年 税制調査会） 1 頁～ 3 頁

<https://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/26zen10kai7.pdf>

- ・ 経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方（令和元年税制調査会） 14 頁～ 17 頁

https://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/1zen28kai1_2.pdf

- ・ 法人課税に関する基本的な資料（直近の法人税改革）（財務省 HP）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/c01.htm#a03

4 税率の大幅な引下げを検討するのであれば、他の税目も含め税制全体について見直しを検討すべきではないか、との指摘があり得るか。法人税改革については、「必ずしも単年度での税収中立である必要はない。また、法人税の枠内でのみ税収中立を図るのではなく、法人税の改革に関連し、他の税目についても見直しを行う必要がある。しかし、恒久減税である以上、恒久財源を用意することは鉄則である」（※）との指摘もある。

- ※ 法人税の改革について（平成 26 年 税制調査会）（再掲） 2 頁、10 頁

<https://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/26zen10kai7.pdf>

- ・ 税収減に対しては、税収減に応じた歳入歳出計画（国・地方ともに）を目指すことで対応を図る。

1 恒久的な税収減に見合う歳出の削減の具体的な想定

法人税は、税収が消費税・所得税に次いで大きいため（令和 3 年度予算、約 9 兆円）、「税収減に応じた歳入歳出計画」として、恒久的な税収減に見合うよう、歳出（例えば、地方交付税交付金等、年金・医療等に係る経費、裁量的経費、義務的経費）の削減について具体的に想定しておくべきではないか、との指摘があり得るか。

- 令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（イメージ）（財務省HP）

https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/sy030707b.pdf

- 令和3年度一般会計歳出・歳入の構成（財務省HP）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/002.pdf

2 地方財政への影響について

法人税率の引下げによる法人税額の減少によって、地方交付税（法人税収の33.1%がその原資）が減少するとともに、法人税額を課税標準にしている地方法人税及び法人住民税（法人税割部分）の税収が減少することとなり（下記参照）、地方財政への影響が大きいいため、その対応についてあらかじめ検討しておくべきではないか、との指摘があり得るか。

法人税 (国税)	税収の33.1%は地方交付税の原資	所得×23.2%（法人税の基本税率）＝ 法人税額
地方法人税 (国税)	税収の全額が地方交付税の原資	法人税額 ×10.3%
法人住民税 (地方税)	法人税割 ┌ 県 └ 市 法人税額×1.0% 法人税額×6.0% 均等割	

（総務省資料より作成）

- また、現在法人税が免除されている事業体（NHK など）について免除の見直しも検討する。

法人税を納める義務がない法人は、「公共法人」として法人税法に規定されている（法人税法第4条第2項及び別表第一）。

公共法人は、「公共的性格が強く、その行う事業が公共サービスないし準公共サービスに属するものであるため、完全に法人税の納税義務を免除されている」（金子宏『租税法〔第24版〕』2021年、弘文堂）。

※ 公共法人の一覧

- ・ 法人税法別表第一

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340AC0000000034_20210401_503AC0000000011&keyword=%E6%B3%95%E4%BA%BA%E7%A8%8E%E6%B3%95

- ・ 法人税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件

https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/kokuji/K0-20030930-0606-12.pdf

- 各公共法人の事業や組織形態を見直すことなしに、法人税の納税義務の免除だけを見直すことは適当か、という指摘があり得るか。

また、納税義務の免除にふさわしい「公共」とは何かを見直した上で、各公共法人について検討する方向もあるか。

- ・ 特殊法人等改革基本法（平成 13 年法律第 58 号）に基づき特殊法人等が独立行政法人等に移行した際には「各独立行政法人等の出資状況、残余財産を含む剰余金の分配規定の有無などに応じ、各独立行政法人等を公共法人又は公益法人等とする等所要の措置を講ずる」（平成 15 年度税制改正の大綱 20 頁）とされた。

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/9551815/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2003/zei001.pdf